

第30回新居浜市子ども・子育て会議 議事録

1 日時

令和8年3月10日（金）9：30～10：00

2 場所

新居浜市消防防災合同庁舎 5階 大会議室

3 出席者

(1) 委員（12名）（名簿順）

今井千恵委員、合田史宣委員、鈴木純子委員、合田幸広委員、高橋梨恵委員、
中村紘二委員、森直子委員、田中政男委員、市川紀子委員、住竜太郎委員、
廣瀬菜美委員、高須賀美雪委員

（欠席者）村上伊津紀委員、明日博美委員、馬場綾実委員

(2) 事務局

藤田こども局長、美濃こども保育課課長、曾我部こども保育課副課長、
伊東こども保育課係長、矢野こども未来課課長、塩崎こども未来課副課長、
近藤こども未来課主任

4 傍聴の可否

可（傍聴者0名）

5 会次第

(1) 開会

(2) 議題

- ① 新居浜市こども計画（最終案）について
- ② 乳児等通園支援事業の認可及び利用定員について
- ③ 特定教育・保育施設の利用定員の変更について
- ④ その他

(3) 閉会

6. 資料

- ・新居浜市こども計画（案）に関する意見募集の結果について
- ・新居浜市こども計画（案）（修正箇所抜粋）
- ・こども計画市長あいさつ文
- ・乳児等通園支援事業の認可及び利用定員について
- ・特定教育・保育施設の利用定員の変更について

事務局 定刻となりました。まず、資料の確認を行います。会次第、新居浜市こども計画(案)に関する意見募集の結果について、新居浜市こども計画(案)(修正箇所抜粋)、こども計画市長あいさつ文、乳児等通園支援事業の認可及び利用定員ついて・特定教育・保育施設の利用定員の変更についての6種類の書類はそろっているでしょうか？

それでは、本日の会議の開会に先立ち、藤田こども局長より、一言ご挨拶申し上げます。

こども局長 —こども局長挨拶—

事務局 ありがとうございます。それでは、合田会長、以後の進行をよろしくお願ひ申し上げます。

会長 みなさん、お忙しい中ご参加ありがとうございます。ただ今から、第30回新居浜市子ども・子育て会議を始めさせていただきます。

なお、村上委員さん、明日委員さん、馬場委員さんより事前に欠席となる旨連絡をいただきました。また、鈴木委員さんより、他の用務のため10分程度遅刻する旨連絡いただいております。そのため、本日は、現時点で11名の方のご出席をいただいておりますので、「新居浜市子ども・子育て会議条例第6条第2項」に規定する過半数の出席要件を満たしており、本会議が成立していることをご報告いたします。

また、会議の公開につきましては、「新居浜市審議会等の公開に関する要綱第3条」により、原則公開することとなっており、当会議の状況を市民の皆さんへ明らかにするとともに、会議運営の透明性を確保するため、全面公開とさせていただきますことをご了承ください。

なお、本日の会議には、傍聴の方はいらっしゃいません。

それでは、お手元の「会次第」に従いまして、会議を進めさせていただきます

議題1「新居浜市こども計画(最終案)について」、事務局から説明をいただいた後、質疑を行います。

それでは、事務局から説明をお願いします。

事務局 それでは、新居浜市こども計画(最終案)について、事務局より説明させていただきます。

まず、市長あいさつ文の作成ができましたので計画に追加いたします。

次に、令和7年11月28日に開催いたしました第29回会議において皆様から頂いた意見をもとに、庁内でこども計画(案)について修正を行い、12月22日に皆様にメールにて送付したこども計画(案)を用いて、令和

8年1月5日から2月6日までパブリックコメントを募集しました。

パブリックコメントでは、事前に配布した資料のとおり、2名から5件のご意見をいただきました。いただいたご意見としては、ベビーシッターに関すること、潜在保育士・スポット保育士の活用について、子育て複合施設について、イラストの掲載についてでした。いただいたご意見をもとに、計画について一部修正を行いましたので、修正箇所について説明を行います。

まず、概要版だけでなく、本編についてもイラストを載せてはとのご意見について、表紙及び余白にいくつか関連するイラストを追加いたしました。つづいて、59頁をご確認ください。「基本施策2 多様な支援サービスの提供」の一時預かりについて、資料のとおり文言を一部修正しました。また、60頁の子育て交流施設における機能の充実について、資料のとおり文言を一部修正しました。また、多様な子育てニーズに対応できるよう、地域資源の活用を新規の取組として追加いたしました。最後に72頁をご確認ください。「基本施策2 こどもの健全な居場所づくり」のこども・若者が主体となる居場所の確保について、資料のとおり文言の追加をいたしました。

今回の修正箇所については以上となります。計画案全体については、既にご審議いただいておりますので、今回は、修正した部分についてご審議をお願いいたします。

なお、今後は、本日の意見をもとに必要に応じて再度修正を行い、最終案については愛媛県と協議を行い、概ね今月中旬の公表を予定しております。

会長 事務局から説明をいただきましたが、ただいまの説明に対し、質疑をお受けします。なにかご意見・ご質問はございませんか？

委員 追加されたイラストについて、表紙の右端の女性が途切れているように見えるため、修正をしてはどうでしょうか？

事務局 ありがとうございます。イラストについて修正をいたします。

会長 ほかにご意見はございませんか？

それではこの内容で計画を承認いたします。

それでは続いて、議題2「乳児等通園支援事業の認可及び利用定員について」、事務局から説明をいただいた後、質疑を行います。

それでは、事務局から説明をお願いします。

事務局 それでは、「乳児等通園支援事業の認可および利用定員の設定について」ご説明いたします。

本件については、事業者から申請のあった3つの事業所について、児童福祉法第34条の15第4項および子ども・子育て支援法第54条の2第3項の規定に基づき、当会議においてご意見をお伺いするものです。

まず、3事業所に共通する事項について申し上げます。

いずれの事業所も、こども一人あたり月10時間の利用が可能であり、利用料は1時間あたり300円となっております。令和8年4月1日から事業開始予定です。

続きまして、各事業所ごとの概要をご説明いたします。

1つめの事業所は、学校法人ロザリオ学園 認定こども園 愛光幼稚園です。

昭和36年に愛光幼稚園として設置認可を受け、平成29年から施設型給付対象施設として運営しています。また、令和5年には、幼稚園型認定こども園へと移行しております。

所在地は西原町一丁目で、事業実施日は月曜日と火曜日、実施時間は9時から11時30分です。

実施方法は定期利用で、1人あたり月に4～5回、1回あたり2～2.5時間の利用を想定しています。

また、受入年齢は、2～3歳未満児に限定しています。

利用定員は、1時間あたり2人、ひと月あたりは4人です。給食提供はありません。

事業区分は、利用定員を在園児とは別に定め、専任の職員を配置する一般型で行います。

保育室の面積については、27.66㎡確保しており、必要となる面積3.96㎡を上回っています。

職員は、保育士2名を配置します。

2つめの事業所は、学校法人パコダ学園 パコダ幼稚園です。

昭和53年に設置認可を受けたのち、令和7年から施設型給付対象施設として運営しています。

所在地は松神子三丁目で、事業実施日は月曜日から金曜日、実施時間は9時から11時30分です。

実施方法は定期利用で、1人あたり月に4～5回、1回あたり2～2.5時間の利用を想定しています。また、受入年齢は、2～3歳未満児に限定しています。

利用定員は、1時間あたり2人、ひと月あたりは10人です。給食提供はありません。

事業区分は一般型で、保育室の面積については、19.62㎡確保しており、必要となる面積3.96㎡を上回っています。

職員は、保育士2名を配置します。

3つめの事業所は一般社団法人 BE MYSELF かがやきぷらす保育園です。

令和2年に小規模保育事業かがやきぷらす保育園として設置認可を受け、同年から地域型給付対象施設として運営をしています。

所在地は久保田町二丁目で、実施日は月曜日から金曜日、実施時間は8時30分から16時30分です。

実施方法は、定期利用で、1人あたり月3～5回、1回あたり2～4時間の利用を想定しています。

また、受入年齢について、0歳6か月から3歳未満児と他の2事業所より幅広く設定しています。

利用定員は、1時間あたり2人、ひと月あたりは16人です。

こちらの事業所は、給食提供を行います。

事業区分は一般型で、保育室の面積については、14.56㎡確保しており、6か月から1歳未満児が必要とする乳児室又はほふく室の面積6.6㎡、1歳から3歳未満児が必要とする保育室又は遊戯室の面積3.96㎡を上回っています。

職員は、専任の保育士を2名配置します。

以上、3事業所とも、設備面・職員の配置・運営体制について、制度上必要となる基準を満たしており、事業開始に向けた準備が整っています。

本日は、これらの事業所の認可等について、皆さまからご意見をいただきたく、ご説明申し上げました。

どうぞよろしく願いいたします。

会長 事務局から説明をいただきましたが、ただいまの説明に対し、質疑をお受けします。なにかご意見・ご質問はございませんか。

委員 令和8年度から実施を予定しているのは3施設で間違いございませんか？

事務局 現在準備が整っているのはこの3事業所になります。

委員 私が勤めている moku moku hiroba においても、地域子育て支援拠点として6か月から3歳未満の幼児の一時預かり事業を実施しております。また、イオンモール新居浜にある子育て広場ポノにおいても実施していましたが、今月末をもって閉園を予定しており、利用者の皆様からこどもの預け先について不安の声を聴いていました。そのため、6か月から3歳未満児の預け先が増えることは、とてもいい取り組みだと思えます。

委員 かがやきぷらす保育園では給食の提供があるとなっておりますが、給食費の金額は決まっておりますか？

事務局 給食費については、それぞれの施設で独自に設定することとなっておりますが、1食300円と聞いております。

委員 かがやきぷらす保育園は比較的新しい保育園だと思いますが、駐車場の広さは問題ございませんか？

事務局 乳児等通所支援事業では幼児と親と一緒に過ごすのではなく送り迎えのみであり、10台程度の駐車スペースがあるため問題ないと考えています。

会長 ほかにご質問はございませんか？

事務局 それでは続いて、議題3「特定教育・保育施設の利用定員の変更について」、事務局から説明をいただいた後、質疑を行います。

会長 それでは、事務局から説明をお願いします。

事務局 議題3、特定教育・保育施設の利用定員の変更についてご説明いたします。資料の「特定教育・保育施設の利用定員の変更について」をご覧ください。これらの特定教育・保育施設設置者より、恒常的に利用定員の定員割れが続いている状況と保育士の確保が困難なことを理由に利用定員減少届出がございましたこと、また、公立保育所につきましては、令和7年度末で垣生保育園を閉園することなどから、公立施設1施設、私立施設4施設について利用定員を変更するものでございます。

事務局 施設ごとの変更内容は表にお示ししておりますとおりでございますが、市内2圏域ごとの概要についてご説明いたしますと、まず、川西地区では、保育所1施設、認定こども園2施設で変更を行い、認定区分ごとでは、1号認定児童の利用定員を75人、2号認定を43人、3号認定を17人それぞれ減員いたします。川東地区では保育所2施設で変更を行い、2号認定を50人減員、3号認定を20人減員いたします。

事務局 以上の変更により、市内全体で1号認定75人、2号認定93人、3号認定37人、計205人の減員となります。

事務局 次に、令和8年度における施設の利用定員と入所見込につきまして、下の「2 令和8年度利用定員と入所見込について」をご覧ください。

事務局 この表は令和8年4月1日における特定教育・保育施設の利用定員数と入所見込数です。

事務局 認定区分ごとに申し上げますと、1号認定児童については利用定員757人に対し、入所見込数525人、2号認定が利用定員1,803人に対し、入所見込み数1,562人、3号認定が利用定員1,160人に対し、入所見込み数1,033人となっており、利用定員変更後におきましても各認定区分の需要を賄える利用定員数を確保いたしております。

事務局 以上で説明を終わります。

会長 事務局から説明をいただきましたが、ただいまの説明に対し、質疑をお受けします。なにかご質問はございませんか？

委員	利用定員の変更について今後数年間での予定はございますか？
事務局	現時点では把握しているのは、聖マリア幼稚園が来年度に認定こども園に区分を変更するため、利用定員の変更が予定されております。また、今後、新居浜保育園の閉園が計画されておりますので、閉園に併せて利用定員の変更が予定されております。
会長	ほかにご質問はございませんか？ それでは続いて、議題4「その他」、委員の皆様から何かご意見やご質問等 はございませんか？
事務局	今年度の子ども・子育て会議は本日で最終となりますが、委員の皆様の任期は来年度も引き継がれます。今後、人事異動等により委員の変更が発生する場合は、事務局までご報告のほどよろしくお願いいたします。
会長	ほかにご意見はございませんか？ 特にないようなので、これで本日の会議を終了させていただきます。今後、 またお気づきのことがございましたら、事務局の方までご連絡をいただければ と思います。 それでは、以上をもちまして、第30回新居浜市子ども・子育て会議を閉 会させていただきます。 本日は誠に疲れさまでした。